

青森県報

第三千三百三十三号

平成二十二年
十二月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

- 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(経営支援課) ……二
- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定……………(同) ……三
- 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域
県民局) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……六
- 選挙管理委員会……………(同) ……六
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) ……六
- 人事委員会……………(同) ……六
- 人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)……………(職員課) ……七
- 人事委員会規則七 一三三(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則……………(同) ……八

人事委員会規則九 三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則……………(同) ……九

正 誤

平成二十二年十一月三十日号外第九十一号人事委員会中……………(人事委員会事務局) ……一〇

告 示

青森県告示第八百八十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	平成二十五年十二月三十一日

青森県告示第八百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
1	県 道	弘前柏線	弘前市大字町田字清水二三の一から 弘前市大字町田字清水二九の一まで		前 一一・五八メートルから 後 一八・二四メートルまで	三二・七〇メートル		
2	県 道	弘前柏線	弘前市大字中崎字平野一〇九の三から 弘前市大字中崎字平野八二まで		前 一九・〇一メートルから 後 二一・〇四メートルまで	四九三・四〇メートル		
3	県 道	鶴ヶ坂千刈線	青森市大字新城字山田一〇七の七から 青森市大字新城字山田二八の一まで		前 三一・九〇メートルから 後 一七・二〇メートルまで	一、〇〇五・〇〇メートル		

青森県告示第八百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の 区 間	供用開始 の 期 日
県道 弘前柏線	弘前市大字町田字清水二三の一から 弘前市大字町田字清水二九の一まで	平成三・三・七
県道 弘前柏線	弘前市大字中崎字平野一〇九の一から 弘前市大字中崎字平野八二まで	"
県道 鶴ヶ坂千刈線	青森市大字新城字山田一〇〇の二から 青森市大字新城字山田四五の一まで	三・一・四

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第一項の規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

- 八戸市大字三日町一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の七、一三の八、一三の九、一三の一〇、一三の一〇、一三の一三、八戸市大字番町二六の一、二六の二、二六の三、二六の四、二七、三〇の八、三〇の九、三一の三、三一の四
- 八戸市大字三日町二六の一、二七の一、二八の一

- 3 八戸市大字十三日町一〇の一、一一〇の一、一一〇の一、一一〇の一、一一〇の一、八戸市大字番町三九、四〇〇三、四〇〇四、四一〇一、四一〇二、四一〇三、四一〇四、四一〇五、四一〇六、四一〇七、八戸市大字十三日町一〇の一、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、八戸市大字番町四四の一、八戸市大字堤町一四の一、一五の一、一五の一、一五の一、一六の一、一六の一、一七の一
- 5 八戸市大字十三日町一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、八戸市大字十六日町四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の決定

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定により第二種大規模小売店舗立地法特別区域を定めたので、同条第四項において準用する同法第三十六条第一項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二種大規模小売店舗立地法特別区域の内容

- 1 八戸市大字八日町四三の一、四四の一、四五、四六、四七、四八、八戸市大字朔日町一、一、三
- 2 八戸市大字三日町一〇〇の一、八戸市大字六日町一六〇一、一七
- 3 八戸市大字三日町二一の一、八戸市大字六日町一四、一五、一六の一

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の改訂の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年十二月二十八日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成20年において、生産量が23万8千トンで全国第4位、生産額が540億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が固有数の好漁場が形成されている。しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなっている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうたら	平成22年4月～平成23年3月	若干
まあじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうたら	平成23年4月～平成24年3月	
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	
するめいか	平成23年1月～12月	若干

(注)平成23年のすけとうたら、まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうたら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】

定置網漁業(底連網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】

定置網漁業(底連網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底連網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底連網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県地先水面	平成23年5月1日から平成23年6月30日まで	388

(注)小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成23年5月1日から平成23年6月30日まで	388

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めるとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵類魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤組

二 代表者の氏名 佐藤 英克

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢二の五

四 許可番号 青森県知事許可(特 二〇)第一五五九号

五 取消年月日 平成二十二年十月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、石、管、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤組

二 代表者の氏名 佐藤 英克

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢二の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一五五九号

五 取消年月日 平成二十二年十月一日

- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 丸徳
- 二 氏名 七戸 由徳
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町山田雲崎二九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第〇〇六四二五号
- 五 取消年月日 平成二十二年十一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年十一月十七日前記建設業者が前記の工業業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二十一章 海区漁業調整委員会の委員の選挙（第百五十九条 第百六十一条）

第百五十九条 法人の投票

第百六十条 開票録

第百六十一条 規定の準用

第二十二章 削除

第百六十二条 削除

を

「第二十一章 日本国憲法の改正に関する国民の承認に係る投票（第百五十九条 第百六十二条）

第百五十九条 投票所等の表示

第百六十条 投票用紙等に押すべき印

第百六十一条 国民投票公報の訂正

第百六十二条 国民投票に関するその他の事項

第二十二章 海区漁業調整委員会の委員の選挙（第百六十二条 第百六十五条）

第百六十三条 法人の投票

第百六十四条 開票録

第百六十五条 規定の準用

に改め、「第百六十三条」を「第百六十六条」に、「第百六十四条」を「第百六十七

条」に、「第百六十七条」を「第百七十条」に、「第百六十五条」を「第百六十八条」

に、「第百六十六条」を「第百六十九条」に改める。

第一条中「及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）に

基づく審査」を、「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）

に基づく審査及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）

以下「憲法改正国民投票法」という。）に基づく国民の承認に係る投票」に改める。

第百六十七条中「第二百十四号様式」を「第二百五号様式」に改め、同条を第百

七十条とする。

第百六十六条中「第二百十三号様式」を「第二百十四号様式」に改め、同条を第百六十九条とする。

第百六十五条中「第二百十二号様式」を「第二百十三号様式」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百六十四条中「第二百十一号様式」を「第二百十二号様式」に改め、同条を第百六十七条とする。

第二十三章中第百六十三条を第百六十六条とする。

第二十二章を削る。

第二十一章中第百六十一条を第百六十五条とする。
第百六十条中「第二百十号様式」を「第二百十一号様式」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百五十九条中「第二百九号様式」を「第二百十号様式」に改め、同条を第百六十三条とする。

第二十一章を第二十二章とし、第二十章の次に次の一章を加える。
第二十一章 日本国憲法の改正に関する国民の承認に係る投票
(投票所等の表示)

第百五十九条 市町村委員会は、憲法改正国民投票法の規定による投票所及び開票所の門戸には、第二百九号様式に準じて表示をしなければならない。

(投票用紙等に押すべき印)
第百六十条 憲法改正国民投票法第五十六条(投票用紙の交付及び様式)第三項、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)第百四十七條(投票用紙の様式)第一項及び第三項、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成二十二年総務省令第百六十一号)第二十二條及び第三十一條の規定により、県委員会の調製に係る投票用紙、投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印とし、刷込式とする。

(国民投票公報の訂正)
第百六十一条 第百三十二条(選挙公報の訂正)の規定は、国民投票公報の訂正について準用する。

(国民投票に関するその他の事項)
第百六十二条 本章に規定するもののほか、投票人名簿、在外投票人名簿、投票、開票、国民投票分会等に関しては、この規程に定める衆議院議員選挙の例による。

第百六十四号様式中「第百六十七條」を「第百七十條」に改め、同様式を第百二十

五号様式とし、第二百十三号様式中「第百六十六条」を「第百六十九条」に改め、同様式を第二百十四号様式とし、第二百十二号様式中「第百六十五条」を「第百六十八条」に改め、同様式を第二百十三号様式とし、第二百十一号様式中「第百六十四条」を「第百六十七条」に改め、同様式を第二百十二号様式とし、第二百十号様式中「第百六十一条」を「第百六十四条」に改め、同様式を第二百十一号様式とし、第二百九号様式中「第百五十九條」を「第百六十三條」に改め、同様式を第二百十号様式とし、第二百八号様式の次に次の一様式を加える。

第百九号様式(第百五十九條関係)
日本国憲法の改正に関する国民投票何市町村何投票所(開票所)

附則
この規程は、告示の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。

別表第七の医療職給料表(三)昇格時号給対心表中

81		74
82		75
82		76
83		77
83		77
84		78
84		78
84		79
85		79
85		80
85		80
86		81
86		81
86		81
87		81
87		81
87		81
88		81

を

73
74
74
75
75
76
76
77

78
79
80
81
81
81
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一三三三（義務教育等教員特別手当）の一部を次のように改正す

る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の区分	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1から	2,000円	2,100円	4,200円	6,800円
5から	2,000	2,300	4,400	6,900
9から	2,100	2,400	4,500	7,100
13から	2,200	2,500	4,900	7,200
17から	2,300	2,600	5,100	7,400
21から	2,400	2,800	5,200	7,500
25から	2,600	2,900	5,400	7,600
29から	2,700	3,000	5,500	7,700
33から	2,800	3,200	5,700	7,900
37から	2,900	3,300	5,900	8,000
41から	3,100	3,500	6,000	
45から	3,200	3,700	6,100	
49から	3,300	3,800	6,300	
53から	3,400	4,100	6,400	
57から	3,500	4,300	6,600	
61から	3,600	4,500	6,800	
65から	3,700	4,800	6,900	
69から	3,800	4,900	7,000	
73から	3,900	5,100	7,100	
77から	4,000	5,300	7,200	
81から	4,100	5,400	7,300	
85から	4,100	5,500	7,400	
89から	4,200	5,600	7,500	
93から	4,300	5,800	7,500	
97から	4,400	5,900		
101から	4,400	6,100		
105から	4,500	6,200		
109から	4,500	6,300		
113から	4,600	6,400		
117から	4,700	6,500		
121から	4,700	6,600		
125から	4,800	6,700		
129から		6,800		
133から		6,900		
145から		7,000		
148から		7,100		
149				
再任用職員	3,200	3,800	5,100	6,400

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者 (第4条関係)

職員の区分	職務の級					
	号給	1級	2級	3級	4級	
再任用	1から	4まで	2,000円	2,500円	5,100円	6,800円
	5から	8まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9から	12まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13から	16まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17から	20まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21から	24まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25から	28まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29から	32まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33から	36まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37から	40まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41から	44まで	3,100	4,100	6,600	
	45から	48まで	3,200	4,300	6,800	
	49から	52まで	3,300	4,500	6,900	
	53から	56まで	3,400	4,800	7,000	
	57から	60まで	3,500	4,900	7,100	
	61から	64まで	3,600	5,100	7,200	
	65から	68まで	3,700	5,300	7,300	
	69から	72まで	3,800	5,400	7,400	
	73から	76まで	3,900	5,500	7,500	
	77から	80まで	4,000	5,600	7,500	
	81から	84まで	4,100	5,800		
	85から	88まで	4,100	5,900		
	89から	92まで	4,200	6,100		
	93から	96まで	4,300	6,200		
	97から	100まで	4,400	6,300		
	101から	104まで	4,400	6,400		
	105から	108まで	4,500	6,500		
	109から	112まで	4,500	6,600		
	113から	116まで	4,600	6,700		
	117から	120まで	4,700	6,800		
	121から	124まで	4,700	6,900		
	125から	128まで	4,800	6,900		
	129から	132まで	4,900	6,900		
	133から	136まで	4,900	7,000		
	137から	140まで	4,900	7,100		
	141から	144まで	5,000			
	145から	153まで	5,100			
再任用職員			3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

人事委員会規則九 三 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則九 三 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則

人事委員会規則九 三 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

一般の派遣職員(条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けずべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が、外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員)については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当

のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。

第三項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第四条第五項の規定により標準号給数（同条第六項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、人事委員会規則七 八（期末手当及び勤勉手当）第十四条第一項第三号に掲げる職員であるものとする。

第三項に次の一項を加える。
8 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、百分の一未満の端数があつてはならないものとする。
別記様式の別紙中「月額」を「年額」に、「出費」を「出費」に、「給付」を「給付」に改

正 誤

「給付」を「出費」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
(改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める職員)

2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年十二月青森県条例第四十一号。以下「改正条例」という。）附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認められた職員とする。

3 (改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員)
改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認められた職員とする。

4 (給与の額の計算)
前二項のいずれかに該当した職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第三条第一項から第五項までの規定を適用して得た額とする。

人事委員会事務局

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペ ー ジ	段	行	誤	正
平成三・二・三〇 号外第九一號	人事委員会 規則	七 一 九 一	四	上	三	これらの額」に、「額」を「額とする。」に、	これらの額」に、

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県
(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭